

南海トラフ地震アクションプランにおける 地方公共団体間の応援県等・受援県組合せ作業方針（案）

第 1 目的

本作業方針は、総務省、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）及び指定都市市長会が連携して構築した「応急対策職員派遣制度」での派遣調整を基礎に、関係者会議での基本方針に基づき、具体的な組合せ作業を進める上での前提条件、考慮要素及び検討事項等を以下のとおり定めるものである。

第 2 前提条件

1 策定パターン

南海トラフ地震の被害想定が中部、近畿、四国、九州のそれぞれが大きく被災するケースごとに定められていることを踏まえ、4パターンの組合せを作成する。その際、発災時の情報連絡・平時からの関係性構築の重要性を鑑みて、可能な限り各パターン共通の組合せを設けるものとする。

2 組合せの検討単位

応援県等については都道府県（管内市区町村を含む）及び指定都市をそれぞれ一単位とし、受援県については都道府県（指定都市を含む）を一単位とする。

3 検討対象

事前組合せの対象は、即時応援県・指定都市（以下「即時応援県等」という。）と重点受援県間を対象とする。被害確認後対応県・指定都市については、被災状況によって応援側又は受援側のどちらにもなり得ることから、実災害の状況を踏まえ調整を行う対象とする。

第 3 主な考慮要素

1 既存の相互応援協定等

即時応援県等と重点受援県との間に、既存の相互応援協定等に基づく関係、特に具体的なカウンターパートの定めに基づく関係がある場合には、その関係性を尊重する。

2 移動距離・時間

移動距離・時間については、即時応援県等の庁舎と重点受援県の庁舎間の陸路における距離・平時の移動時間を基準として考慮する。

3 被害規模

重点受援県の被害規模については、主な支援対象業務に関わりのある想定避難者数、想定建物倒壊数を基礎として考慮する。

4 職員規模

即時応援県等の職員規模については、一般行政職員数*（都道府県においては管内市区町村の職員数を含む数値）を基礎として考慮する。

※避難所運営や罹災証明書の交付業務等に従事するのは一般行政職員が中心となるため指標に設定。

第 4 検討

1 検討方針

即時応援県等と重点受援県間の組合せは、「既存の相互応援協定等」、特に具体的なカウンターパートの存在を前提に、その他の考慮要素を踏まえて、即時応援県等・重点受援県の組合せを検討する。

また、

- 既存の相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパートが存在しない場合
- 既存の相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパートによると応援に著しい偏りが生じる場合

には、「移動距離・時間」、「被害規模」、「職員規模」（以下、「移動距離等」という。）の考慮要素を重視した調整の検討を行う。

なお、移動距離等に基づき調整するにあたっては、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の内容を踏まえた緊急消防援助隊などの他の応援派遣に関する具体的な応援計画等を参考にする。

2 調整方針

ア 移動距離・時間

移動距離・時間については、重点受援県のいずれにも発災後一定時間内に応援団体の到着を実現するという観点から調整を行うものとする。

イ 被害規模及び職員規模

重点受援県の被害規模に応じて即時応援県等を配分するものとする。その際、職員規模を踏まえて特定の団体に応援が偏ることのないよう留意するものとする。

第 5 備考

南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において、被害想定手法を見直し、南海トラフ地震に係る被害想定の見直しが行われるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しが行われることに鑑みて、第 3 の考慮要素については、新たに策定される被害想定等に基づくものとする。

以上